

## 広報たまのプレゼント企画実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「広報たまの」の読率向上及び市民の声を活かしたより良い広報紙づくりを行うとともに、玉野市内の優良な物品等を紹介することで産業振興を目的とするプレゼント企画を「広報たまの」に掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の位置等)

第2条 プレゼント企画は、原則として「広報たまの」の紙面で紹介するものとする。

2 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。

3 プレゼント企画の掲載は、原則として広報紙1号につき1件とする。

### (プレゼントの基準)

第3条 プレゼントは、市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであって、その範囲が「玉野市広告掲載取扱要綱（平成30年7月1日施行）」及び「玉野市広告掲載基準」にあるものとする。

2 プレゼントは、原則として市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売するものとする。

3 プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供とする。

### (プレゼントの規格)

第4条 プレゼントは、原則として希望小売価格で総額5千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。

2 プレゼントは、原則として2名以上に提供するものとし、1名当たり希望小売価格で総額500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。

3 プレゼントは、原則として無償で引換えができるものとする。

4 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して2か月以後に設けるものとする。

### (プレゼントの募集)

第5条 プレゼント提供者の募集は、「広報たまの」、玉野市ホームページ等により公募するものとする。

2 プレゼント提供希望者は、玉野市広告掲載取扱要綱及びこの要領を熟読の上、これを遵守し、「広報たまのプレゼント提供申込書（様式第1号）」を市長に提出するものとする。

3 掲載決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、「広報たまのプレゼント提供申込辞退書（様式第2号）」を市長に提出するものとする。

### (掲載の決定)

第6条 市は、基準を満たして提出されたプレゼント提供希望者の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格、編集上の利点等を総合的に判断して掲載を決定する。

2 市は、原則として掲載号の発行日から起算して12か月以内に発行される「広報たまの」には

同一の事業者を掲載しないものとする。

- 3 市は、掲載を決定した事業者（以下「掲載事業者」という。）に対して、原則として掲載号の発行日から起算して1か月以上前に「広報たまのプレゼント掲載決定通知書（様式第3号）」を交付する。

#### （原稿の作成）

第7条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

#### （プレゼントの提供方法）

第8条 プレゼントは、原則として、市が作成する引換券により掲載事業者の玉野市内の事業所において引き換えるものとする。

- 2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。
- 3 引換券には、シリアルナンバー及び引換期限を印字するものとする。
- 4 掲載事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。
- 5 前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
- 6 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すこと又は割引等プレゼント以外の利益を与えることをしてはならないものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、プレゼントがチケット又はこれに類するものである場合は、市は、掲載事業者から納品された当該プレゼントを発送することができる。

#### （掲載の取消し）

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

- （1）応募内容に偽りがあったとき。
- （2）プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- （3）当該掲載事業者から辞退の申出があったとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないとき。

#### （情報提供及び二次利用）

第10条 市は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報（個人情報を除く。）を提供する。

- 2 掲載事業者は、掲載号の「広報たまの」プレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、「広報たまの」の改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第 11 条 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第 12 条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

2 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。

(実施報告)

第 13 条 掲載事業者は、引換期限満了後、速やかに「広報たまのプレゼント引換実施報告書（様式第 4 号）」を市長に提出するものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項は、秘書広報課において定めるものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。